

診療所で算定できる「二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）」の3つの違い

現在、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いの点数として、二類感染症患者入院診療加算が示されており、診療所に関するものは大きく3つあります。

この3つの点数について混在されやすいため、下記に点数や算定要件等を掲載します。

1. コロナ疑い患者の外来診療を行った場合

新型コロナウイルス感染症疑い患者の外来診療を行った場合の、二類感染症患者入院診療加算。算定要件や算定点数は以下。

診療行為名称	点数	請求コード
二類感染症患者入院診療加算(外来診療・診療報酬上臨時的取扱)	250点	113033650

(算定要件)

以下ア～カを全て満たした場合、令和4年9月30日まで算定できる。

- ア. 診療・検査医療機関である。
- イ. 診療・検査医療機関であることを自治体のホームページで公表している。
- ウ. 外来診療である。
- エ. 傷病名が「新型コロナウイルス感染症疑い」である。(検査の結果、当日中又は後日に疑い病名が中止になった場合でも算定できる)
- オ. 上記「エ」の「新型コロナウイルス感染症疑い」に対して初診である。
- カ. 診療時間が、診療・検査対応時間内である。

(参照)

- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その63）（令和3年9月28日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000837003.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その68）（令和4年3月16日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000914265.pdf>
- ・ 診療報酬上の臨時的な取扱い（その72）（令和4年3月16日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000967931.pdf>

2. 宿泊・自宅療養者にコロナに係る診療を電話等で行った場合

宿泊・自宅療養者（新型コロナウイルス感染症患者）に対して、電話等でコロナに係る診療を行った場合の、二類感染症患者入院診療加算。算定要件や算定点数は以下。

診療行為名称	点数	請求コード
二類感染症患者入院診療加算（電話等初診料・診療報酬上臨時的取扱）	250点	111014170
二類感染症患者入院診療加算（電話等再診料・診療報酬上臨時的取扱）	250点	112024170
二類感染症患者入院診療加算（電話等再診・直ちに入院・臨時的取扱）	250点	190237850

(算定要件)

自宅・宿泊療養を行っている者に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行い、初診料（214点）、電話等再診料（73点）を算定した場合、当該患者に対して主として診療を行っている保険医が属する1つの保険医療機関において、1日につき1回算定できる。

(参照)

・診療報酬上の臨時的な取扱い（その54）（令和3年8月16日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819374.pdf>

3. コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた場合

コロナから回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価したもの。点数や算定要件は以下。

診療行為名称	点数	請求コード
二類感染症患者入院診療加算（診療報酬上臨時的取扱）	750点	190232670

(算定要件)

新型コロナウイルス感染症から回復した後、引き続き入院管理が必要な患者を受け入れた保険医療機関において、必要な感染予防策を講じた上で実施される入院診療を評価する観点から、当該患者について、いずれの入院料を算定する場合であっても、二類感染症患者入院診療加算の100分の300に相当する点数（750点）を算定できることとする。なお、算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等について、十分に説明する。

(参照)

・診療報酬上の臨時的な取扱い（その31）（令和2年12月15日）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000705761.pdf>

3. まん延防止等重点措置の期間に、宿泊・自宅療養者にコロナに係る診療を電話等で行った場合

—3つ目は、まん延防止等重点措置の期間に宿泊・自宅療養者（新型コロナウイルス感染症患者）に対して、電話等でコロナに係る診療を行った場合の、二類感染症患者入院診療加算。算定要件や算定点数は以下。—

①—算定点数

—二類感染症患者入院診療加算（電話等診療・臨取）（重点措置）（500点）【請求コード：113044350】—

②—算定要件

—下記「ア」に該当する医療機関の医師が、「イ」の患者に対して電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合に、当該患者に対して主として

~~て診療を行っている医師が属する1つの医療機関において、1日につき1回、算定できる。
ただし、上記「2」の三類感染症患者入院診療加算とは併算定できない。~~

~~ア. 実施医療機関~~

~~——まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域を含む都道府県に所在する医療機関であって、以下のいずれかに該当する医療機関の医師~~

~~——・保健所等から健康観察に係る委託を受けている医療機関の医師~~

~~——・「診療・検査医療機関」として都道府県から指定され、その旨が公表されている医療機関の医師~~

~~イ. 対象患者~~

~~——重点措置を実施すべき期間とされた期間において、自宅・宿泊療養を行っている者。~~